



行政視察報告書

2016年8月12日

大津市議会議長
鷺見達夫様

日本共産党大津市議会議員団
幹事長 杉浦智子

日本共産党大津市議会議員団がおこなった視察・研修の結果について、下記の通り報告します。

記

- 1 期間 2016年7月12日(火)～7月13日(水)
- 2 視察先 流山市役所 流山市平和台1-1-1
クリーンプラザふじみ(ふじみ衛生組合)
調布市深大寺東町7-50-30
多摩市役所 多摩市関戸6-12-1
- 3 視察目的 先進地視察
- 4 調査内容 流山市 : 新総合事業について
調布市 : ごみ処理施設整備について
多摩市 : 公契約条例について
- 5 参加者 議員5名
杉浦 智子 岸本 典子 石黒 賀津子
立道 秀彦 林 まり



調査事項

【新総合事業について】

1. 市内高齢者の現状について

(1) 介護保険事業の状況について

全国と同じように、高齢者人口、特に75歳以上の人数が増加しており、それに伴って要支援・要介護者の認定数も増加しており、介護保険給付費も増加の一方となっている。このままだと2025年に向けて急激な介護保険給付費の増額が見込まれるため、何らかの対策が必要である。介護保険料についても全国平均より低いものの増加し続けている。

(2) 高齢者をめぐっての課題について

高齢者数、高齢化率(23.9%)、要介護(要支援)認定者とも年々増加しており、特に北部地域内の高齢化率は30.3%となっている。反対に生産年齢人口は減少しているため、介護・医療サービス基盤を整えても、担い手になる専門職となる人が不足する懸念がある。

2. 高齢者支援について

(1) 高齢者支援の考え方について

高齢者がいきいきと、人生でもう一度輝くことができるまちにするため、市民とともに考えていく。そのために地域の社会的支援を調査し、掘り起こすことで、高齢者が互いに支え合うしくみを中心とし、さらには子育てが一段落した主婦の方々の可能な限り巻き込んで、高齢者が目標と生きがいを持って生活できるまちを作っていく。

3. 新総合事業について

(1) 新総合事業への移行について

① 準備期間と移行スケジュールについて

2013年度 庁内レベルでサービスの受け皿などの情報収集

2014年5月 地域包括センターから地域の現状を聞きとり、サービスの受け皿として期待できるNPO法人などへ働きかける。

2014年6月 高齢者ふれあいの家やサロン活動を流山市の総合事業として活用していくこととする。

2014年9月～ 生活支援コーディネーター候補者の選出、訪問型Aとして参入を想定する主体との打ち合わせ、高齢者ふれあいの家を対象としたモデル事業を開始。

《予算編成作業》

総合事業の意義と流山市の方向性を「出前講座」で自治会、老人会、地区社協にアピール。

2014年10月～ 県モデル事業として在宅医療拠点事業を開始。予想を超える反響と協力で、地域リハビリテーションにめどがつく。

《市民向け、事業者向け説明会》

2015年4月～ 新総合事業実施

②関係者への事前周知について

総合事業に関する事業者向け説明会は 2015 年 1 月と 3 月、市民向けは 3 月に実施したが、まだ十分とはいえない状況。今後も継続して地域への説明会を開催予定。

(2) サービスの整備について

①サービスの整備状況について

◎介護予防・生活支援サービス事業（要支援 1、2 とチェックリスト該当者）

●訪問型サービス

- ・現行相当サービス（身体介護と生活援助）を提供できる事業所→39 事業所
- ・多様なサービス（生活援助のみを提供できる緩和した基準の事業所 A→7 事業所、住民主体となる NPO 法人など B→3 法人、訪問指導・リハビリなどの短期集中予防サービス C→市）

●通所型サービス

- ・現行相当サービス→34 事業所
- ・多様なサービス→緩和した基準 A、住民主体による支援 B については第 6 期中に協議体で検討する。サロン活動の回数を増やす働きかけを継続する。短期集中予防サービス C については、事業者は今後新たに指定。

●その他の生活支援サービス

- ・栄養改善のための配食と直接手渡しによる安否確認を民間事業者への委託により実施。

◎一般介護予防事業

●地域介護予防活動支援事業

- ・「高齢者ふれあいの家」17 箇所→地域の高齢者のつどいの場に介護予防の拠点とするため、介護予防教室が開催できる人材をデリバリーする事業（ながいき応援団の派遣事業）を 2014 年 10 月から開始している。

●介護予防把握事業（展開）

- ・民生委員や自治会を中心とする見守り活動に加えて薬局薬剤師の協力により、窓口で基本チェックリストを用いて早期発見・早期対応事業を実施。2016 年 6 月から薬剤師会に委託して実施。

②サービスの基準について

◎介護予防・生活支援サービス事業（要支援 1、2 とチェックリスト該当者）

●訪問型サービス

- ・現行相当サービス（身体介護と生活援助）…現行の介護予防訪問介護と同様のサービス。予防給付に準じた市の基準→予防給付の報酬額と同額。利用料は週 1 回で 1193 円（1 割負担）。
- ・多様なサービス…緩和した基準の事業所 A は雇用契約で市の研修を修了したものが生活援助を提供する。利用基準は要支援 1 及び事業対象者は 1 ヶ月 4 回まで、要支援 2 は 8 回まで。報酬額は 1 回 30 分以上 1 時間未満で 200 単位（現行相当の約 7 割）。利用料は 1 回 200 円（1 割負担）。住民主体となるサービス B はチケット方式による有償ボランティアによる支援。負担額は法人が定める。サービス C は保健師又は看護師が 1～3 ヶ月を目安に訪問し、通所サービスにつなぐことを目的として訪問する。

●通所型サービス

- ・現行相当サービス…現行の介護予防通所介護と同様のサービス。介護サポーターを受け入れ充実させる。予防給付の基準に準じた市の基準とする。
- ・多様なサービス…短期集中予防サービスCは運動機能向上や栄養改善のプログラムを3～6ヶ月の短期間で実施。報酬等は市独自の基準。

●栄養改善のための配食と直接手渡しによる安否確認についての利用者負担は1回500円。

◎一般介護予防事業

●地域介護予防活動支援事業

- ・「高齢者ふれあいの家」17箇所→すべての高齢者が対象。介護予防に資する体操や脳トレ、レクリエーションを指導者のもとで月2回から4回行う。
- ・介護支援サポーター事業→2013年度から始める。高齢者の積極的な社会参加を通じた介護予防活動の取り組みの推進。65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない方が対象。

(3) 事業費について

①事業費の考え方について

国の目的は介護保険給付費を減らすこと。第6期の事業費については今までの1.1倍又は高齢者の伸び率などといった考え方だが、第7期になると事業費に対する伸び率になるかもしれず、財政が厳しくなる。しかし保険者としては安易に保険給付費の削減は行ってはならないと思っている。

②事業費の財源について

国のいう事業費の枠内を超えると全額市の負担となるので枠内でおこなっていく。ただし、高齢者ふれあいの家支援事業として開設に当たって20万円まで、家の賃借料に月額2万円まで、支援費として年額7万5千円から15万円までの補助を一般会計から拠出している。

(4) 予防プランと基本チェックリストについて

包括支援センターと介護支援課の他に、薬局窓口でも基本チェックリストを用いて介護予防体制を強化する。明らかに要介護状態に該当しない高齢者やサービス事業に素早くつなぐ必要があるときに同意を得て、基本チェックリストを実施。非該当であれば一般介護予防事業や地域の社会参加へつなげ、チェック項目に該当すれば地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所(委託)により介護予防ケアマネジメントを実施、介護予防・生活支援事業の利用へつなげる。

(5) 担い手について

①担い手の確保について

生活支援コーディネーターが人材のマッチングをおこない、多様な生活支援のニーズを抱える高齢者の支援に答えられるようバックアップする。

②担い手づくりについて

「担い手養成研修」をおこない、訪問型の緩和したサービスAの生活援助の担い手とする。

(6) 介護支援サポーター事業について

①しくみについて

地域介護予防活動支援事業に位置付ける。65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない方がサポーターの登録申請をし、養成講座を受ける。登録された介護事業所で、見守りや話し相手などの活動をおこない、1時間で1スタンプ（1スタンプ100ポイント=100円）とし、年度末にポイントにあわせて交付金を受ける。最大5千円だが商業振興ポイントなら2割上乘せでき、6千円（5千円は介護保険が財源だが差額は商工振興課が出す）が上限。

②サポーター養成について

1日間、認知症サポーター養成講座や活動開始に向けての養成講座を受講。その後のフォローアップ講座は任意の参加。

③サポーターの管理について

介護支援サポーター管理機関（社協のボランティアセンターに委託）があり、ここが市と委託契約を結んでいる。2016(平成28)年3月31日時点で登録者は490名。

(7) 地域包括支援センターについて

①地域包括支援センターの体制について

4つの日常生活圏域ごとに1箇所配置。社会福祉法人、医療法人に委託している。保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員などを配置している。

②機能強化について

市と緊密な連携を図った運営、人員体制の充実、PDCAによる運営状況の改善と公表、新総合事業など制度改正への対応が上げられる。この中でも人員体制強化について重点を置き、委託料を上乗せした。機能強化の中身は具体的には生活支援サービスの体制整備、地域ケア会議の開催、認知症対策の推進、在宅医療・介護連携など。

(8) 地域包括ケアシステムについて

2025年をめどに高齢者が地域で安心して暮らせるようにとの目標で、2014年度から流山市在宅医療連携拠点事業を行っている。ここでは他職種が集まるため、課題の共有ができる。地域ケア会議を「つむぐ会」と名付け、毎回100名以上が集まっている。介護と医療の連携においては両方に関わっている看護師が中心となればうまくいくのではないかという意見も出ている。

(9) 今後の（総合事業の）課題について

- ・10年後を見据えて庁内連携体制がしっかり取れているか。
- ・地域包括支援センター、ケアマネージャーも協働して市民・利用者に丁寧な説明を。
- ・要支援者、事業対象者をどう自立させるのか。そのための支援とあわせて一般介護予防事業の充実も必要となってくる。
- ・住民参加型のサービスに高齢者や地域住民をどう巻き込んでいくのか。

【所 感】

■石黒賀津子

新総合事業導入により、要支援者が現行のサービスから緩和されたサービスなどへ移行することでサービスの質が低下し、改善どころか状態が悪化することになるのではないかと、流山市では独自のまちづくりとして新総合事業を取り入れているとのことなのでどういった中身なのか聞かせていただいた。実際、利用者の実態を見れば安易に緩和した基準によるサービスへ移行することはできないと、通所型サービスにおいては現行の通所介護相当のサービスしか実施されておらず、緩和した基準による訪問型サービスAにおいても今まで委託で行っておられたシルバー人材センターなどを事業者指定に変更しただけでまだ大きく変化しているとはいえない印象を受けた。しかし、緩和した訪問型サービスAの報酬単価は現行の7割であり、私の今までに調べた他の自治体では8割から9割であったことから見れば事業所の厳しさがうかがわれた。

サービス形態も首都圏と郡部では考え方が違っていいのではないかと、大津市は南北に長いので、中心部では需要と供給がマッチングしていても僻地では需要があっても事業所が足りない所があり、そういった所に緩和したサービスAや住民主体のサービスBを作ったらどうかという提案にはなるほどと思う反面、やはり現行の通所・訪問サービスが必要な人のためには市が責任を持って事業所の整備をすべきだと思った。以前から地域の高齢者のつどいの場として住民やNPOが運営している「高齢者ふれあいの家」については安易に通所型サービスBにしてしまうと一般の高齢者が利用できなくなるということで地域介護予防活動支援事業に位置づけておられることはよいことだと思った。また、特養を増やすことに力を入れておられ、今年度も100床増やすとのこと、もともと在宅でサービスを受けていた方が特養に入所されるのだから特養建設により介護保険料が大きく上がることがないと言われていたことは大津市も見習わねばならない。大津市も来年4月から新総合事業を開始するが（党市議団は反対しているが）、移行しても現行相当のサービスを保障すること、そして事業所や利用者の声を良く聞いて、介護予防の拠点を身近な場所に作っていくために新総合事業を活用していくといった考え方で進めていくべきだと感じた。

■岸本典子

流山市では総合事業に移行するのに当たり、職員が地域に飛び出すことで、地域に活用できる人材・施設が存在することに気づき、総合事業のルールに合わせてモノをつくるのではなく、手段として活用し、まちづくりを進めることに転換した。

そこで、地域を一番よく知る地域包括支援センターに、担当圏内に高齢者の生活や生きがいを支援する社会資源（人的・物的）の有無、利用実態などのアンケートを実施することで流山市における施策「わがまちづくり」を生み出した。

まず、社会参加による介護予防—元気な高齢者が手助けを必要とする高齢者を支える—そのことによって健康も維持できる、という考え。

このことから、介護支援サポーター事業に取り組んだ。

介護支援サポーター事業は、事前に登録をした65歳以上の方（元気な高齢者）が、市内の特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの介護保険施設で、サポート活動（見守り、話し相手、レクリエーションの指導や補助、配膳など）を行った場合に、活動実績に応じてポイントがたまり、そのポイントを交付金（最大5千円）又は商業振興ポイント（最大6千円分のポイント）に交換できる制度である。

商業振興ポイントは通常の交付の20%を上乗せしているがこの上乗せ分を市の商業課が負担し

ている。

6月時点で526人が登録しており、他の部局と連携して取り組んでいることは特筆すべき点である。

さらに、地域の身近な場所に、高齢者の居場所をつくることと社会参加による介護予防の仕組みをつくるのが、高齢者の健康寿命の延伸と生きがいづくりにつながる、というもの。

流山市は35.28平方kmと小さな市であるが、NPOや住民が運営する17箇所の「高齢者ふれあいの家」や福祉会館、自治会館など要支援1の方が歩いて行ける身近な場所を「ながいき100歳体操」などの、元気を維持する活動の介護予防の拠点とした。

また、薬局薬剤師の協力で、窓口対応を通して生活機能が低下した高齢者をいち早く抽出し、地域包括支援センターにつなぎ、早期発見・早期対応事業が実施されている。

総合事業に取り組むに当たって、津市は南北に長く、地域によって高齢化率や人材・施設など社会的な資源の有無など大きな差がある。

どの手法が適しているのか、十分に地域住民も巻き込みながら検討すべきであろう。また、地域の資源を如何に活用するかを長期的な視点で考えた時、各学区にある市民センターや支所は中心的な拠点となり得るであろうし、市民センターや図書館の利用団体も流山市のような支援サポーターとしての大きな存在ではないかと考える。

公共施設の統廃合の検討や各施設の利用団体への利用条件が厳しくなっているが、市内が一体的に将来の津市を見据えた施策展開する必要性があると改めて感じた。

■立道秀彦

流山市は現在人口177,597人でそのうち65歳以上が42,411人、高齢化率23.9%となっている。市内を4地域に分けそれぞれに地域包括支援センターを設置しそこを中心に地域の状況・地域資源の把握することに取り組まれた。最初に地域の現状を把握するために地域包括支援センターへのアンケートを市が直接実施された。その結果福祉会館、自治会館などを拠点に様々な活動が展開されていることが把握できたとのことだ。同時に地域で活動する組織、団体、グループに市の考え、思いを伝える取り組みを進め2025年に向けてどのようなまちづくりが求められているのか、「何をめざしているのか」とスケジュールを判りやすく示し、まちづくりの主役は「みなさん」であることを繰り返し伝えるなかで、市の考えに共鳴し、「いっしょにやろう」と意思表示してくれるところがあらわれたとのことだ。

事業所に対しては説明会を行い、緩和したサービスAに7事業所を指定し単価、負担額の設定を明らかにすることや介護の担い手づくりの面でも「担い手養成研修」を市が行い修了者を訪問型サービスAの人材の資格要件とするなど体制作りに取り組んでいる。地域包括支援センター4カ所は社会福祉法人、医療法人に委託していて機能を強化するために、2013(平成25)年から包括センターに出向いてヒアリングを行い、第三者の立場から評価をする運営協議会を設け取り組んでいることや、地域ケア会議を、地域包括ケアシステムを推進する重要なものと位置づけて活動している。

介護予防の取り組みでも介護支援サポーター事業を展開されている。65歳以上の方で流山市の介護保険被保険者で、要介護・要支援の認定を受けていない方を介護のサポーターとして申請、登録するものだ。本年6月1日現在で526名の方が登録されている。高齢者の居場所づくりと社会参加の仕組み作りの一環として長生き応援団と銘打って地域で活動しているところへ元気体操などの指導者を派遣している。

流山市の介護予防事業、新総合事業の取り組みから我が街の高齢者、介護の状況、また地域の活

動、資源を現場に出向くことも含めて丁寧につかみ、事業者、地域の皆さんと連携しながら総合事業に取り組むなかで高齢者が目標と生き甲斐を持って生きていける事業として進めていける確信を市がもてたことが大事だと思った。国からの総合事業のルールに沿って進めるだけではなく総合事業の中身、計画を作る中で高齢者にとってどのようなまちが必要なのかを明確にして、受け身ではなく、地域住民と一緒にした取り組みが津山市でももっと必要だと感じた。

■林まり

東京都心から 30 km圏内の近郊住宅都市として発展してきた流山市は、人口 18 万人弱で毎年 3 千人増加を続けているが、高齢化率（65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合で、内閣府の 2015(平成 27)年版高齢社会白書によると、全国の高齢化率は 26.0%で前年より 0.9%増。ちなみに津山市は 25.1%である。）23.9%と全国平均よりは低いものの毎年プラスとなっており、北部地域では 30%を超えている。

高齢化が迫る中、高齢者が中心のまちとなっても、まちの活力を維持し、いきいきと輝くために、総合事業のルールに合わせるのではなく、手段として活用するため「地域へ飛び出せ！」と、職員自ら、地域包括支援センターへアンケート調査を行い、地域にどのような資源があるかを調査、分析されている。同時に、地域の組織・団体・グループに呼びかけ、有償ボランティア活動を行う NPO 法人やシルバー人材センター、生活協同組合が、訪問型サービスに、高齢者ふれあいの家などを身近な介護予防の拠点にと、積極的に地域に飛び出し、現状を視察し情報交換を重ねることによって、新たな解決策も生まれたとのこと。ながいき応援団、高齢者ふれあいの家支援事業、介護支援サポーター事業、薬局薬剤師を活用した介護予防把握事業など、地域の要望に根差した新事業は、職員自らが積極的に地域に関わって要望をくみ取り作り上げた。

津山市でもまず、細かく地域ごとの現状と課題を洗い出すべきであろう。その時に大事なのは昨今多用される調査会社まかせにせず、必要な人員配置をして、職員には地域に飛び出し直接市民の声に耳を傾けていただきたい。

ただ、流山市でも、住民参加型サービスの担い手や支えあいの仕組みに、高齢者を中心として地域住民をどのように巻き込んでいくかを課題としてあげている。そもそも時間的にも経済的にも余裕のない高齢者も多く、地域活動の担い手にも不足する現状で、自助努力と助け合いを押しつける国のやり方に地方自治体は翻弄されていると感じる。

■杉浦智子

流山市の取り組みのスタートは、新総合事業の新しいルールの元で予防訪問介護と予防通所介護の受け皿確保や、既に市内で有償ボランティア活動を展開している NPO 法人などの活用について、どう新制度に整合していくのかなどに執着して、市としての新しい仕組みづくりに躊躇されていたと伺い、どの自治体も模索しながら新総合事業に着手していることを認識した。

しかし各地域の現状を市が把握するために、地域包括支援センターを通してアンケートを実施したことは、まず現場に出て、わがまちを知るという非常に重要な取り組みであると思う。地域に出て行くと、さまざまな資源が存在することや知恵や工夫を生かしたいと気概をもっている市民や事業者に出会い、視点を変えてくれることもあったという話は、おそらく担当職員に希望と自信を与えてくれたのではないかと思った。そして福祉の取り組みがまちづくりにつながることに確信を持ちながら進めていくことが、市役所内の他部局を巻き込むことになり、市民をも動かすことになるという担当部署の強い自信を感じることができた。

そうしたことがサービス利用者の実態に寄り添って、緩和したサービスへの移行は最小限度にしていくという方向性につながっており、地域の高齢者の集いの場である「高齢者ふれあいの家」は一般利用者を排除することにつながりかねないため安易に通所型サービスBにせず、高齢者が身近に通える介護予防の拠点として継続するという判断となったのではないかと思う。介護支援サポーター事業は2013年から始められているが、現在526名が登録されている。産業振興部の協力を得ているという本事業は、市民の参加意欲を引き出すツールにもなっていると思われる。

介護保険の制度の枠組みから外れるとはいえ、高齢者がその人らしく人生を送るに必要な介護サービスなりの支援が適切に利用できることが、高齢化が進む中では必須となる。お金の有る無しに問わず、できるだけ介護度を進めないように専門性のあるひとによってサービス提供、支援がなされるべきだと思うが、新総合事業の実施に当たってどのように考えるのかと尋ねたところ、「・・・サービスの必要性を認識した上で、お一人お一人に、ご家族に、適切にアドバイスしてご納得いただくことが重要で、相当のサービス、緩和したサービスなど多様なサービスの提供につなげていく・・・」との考えをお聞きした。私は緩和したサービスはつまりは責任を放棄したサービスであり、本来の保険制度の理念に基づき適切なサービスが保障されるべきではないかと思うものだが、「納得」という点で職員による出前講座をはじめ、時間をかけて市民や事業者などに丁寧な説明に心がけた取り組み方は学ぶべきであろう。

積極的に県のモデル事業に参加して、国の方針や考え方をより早く察知して、自治体の課題を明らかにしていくことも、制度の改正への対応の一つとして大切だと思った。

調 査 事 項

【ごみ処理施設（ふじみ衛生組合）について】

1. ごみ処理施設建設の経緯について

三鷹市、調布市の焼却施設が共に老朽化しており、建て替えの時期が近かったことに加え、もともと不燃ごみの共同処理をふじみ衛生組合で行っていたことから、可燃ごみと不燃ごみの共同処理は効率的であるとして、覚書を締結するに至った。

2. ごみ減量計画との関係について

(1) ごみ減量の方針について

ごみの排出抑制、資源の循環利用を進め、焼却施設の施設規模をできる限り小さくすることとし、この方針のもと、23%のごみ減量、14%のリサイクル率上昇を達成し、施設規模を人口1人当たり3分の2に縮小することができた。

(2) 減量目標と処理能力について

2001(平成13)年度の焼却処理量88,196t/年を77,300t/年に減量することを目標として、処理能力を288t/日と設定したところ、稼働後の搬入量は約70,000t/年となり、さらに10%程度下回った。

(3) プラスチックごみの分別、焼却について

三鷹市、調布市ともにプラスチックについては、資源ごみとして収集し、容器リサイクル法に基づきリサイクルを行っている。リサイクルできない汚れたものについては、焼却施設に搬入し熱回収している。

3. 焼却炉の選定について

(1) 焼却炉の方式決定について

①選定の方法について、②選定の理由について

2002(平成14)年設置の「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」において検討を行ったところ、ガス化溶融炉とストーカ炉を推す市民が半々となったが、新たな最終処分場の建設は困難であるとの認識は一致しており、2004(平成16)年「最終処分量ゼロの方式とする」との答申が提出された。この答申を受け2005(平成17)年「新ごみ処理施設整備に係る処理方式選定委員会」を設置し検討を行った結果、灰の処理についてコスト的には溶融スラグ化もエコセメント化も大差なかったが、使用についてはエコセメントが順調に使用されているのに比べ溶融スラグは使用されていない事例もあったため、灰の処理についてはエコセメント化することとなり、灰を溶融する必要はないことから、ストーカ炉の採用とした。

(2) 施設整備・運転業務・維持管理について

①PFI方式導入について

「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」において、事業方式の検討を行ったところ、両市の

財政状況の悪化を踏まえ、PFI方式導入の検討を行うよう答申が提出された。答申を受け、調査や市民アンケートを実施し、厳正な運営の前提と財政面の有利性でPFI方式でもよいという意見が多数を占めた。これらを踏まえさらに調査を行い、民設の場合は許可に時間がかかることから断念し、公設のDBOの採用とした。

②業者選定について

学識経験者を中心とした「ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」を設置し、9回の選定委員会を開催し、提案内容と価格を総合的に評価する「総合評価一般競争入札」を行い選定し事業者を決定した。

③契約について

入札価格 145 億円・税別（建設費 96 億 8 千万円、運営費 20 年間 48 億 2 千万円）で、建設請負契約と運営業務委託契約を締結した。

4. 余熱利用について

(1) 熱回収の状況について

焼却に伴って発生する熱エネルギーは積極的に発電に利用するとの方針のもとで、高効率発電（発電効率 21%）を実施している。発電した電力は焼却施設で使用するとともに、リサイクルセンターに供給し、余剰電力は売電している。

5. 費用の内訳について

(1) 施設建設の費用の内訳について、(2) 運転業務・維持管理の費用の内訳についてともに、費用の内訳については、民間事業者に資料の提示を求めている。

6. 稼働後の実績について

(1) 焼却量について

「クリーンプラザふじみごみ処理実績」に記載

(2) 発電量（発熱量）について

資料に記載

7. 管理運営について

(1) 運営全体の体制について

民間事業者の運営体制は、運転・整備・監視・計量・電気・技術・事務員など計 34 名。

ふじみ衛生組合側は、リサイクルセンター担当職員のうち 3 名が焼却施設の担当を兼務し、民間事業者の管理監督を行っている。

(2) 周辺住民との関係について

敷地境界概ね 500m 以内の町会・自治会からの推薦市民 21 名と、公募市民 4 名、計 25 名の市民とふじみ衛生組合職員が協議を行う、「地元協議会」を設置し、定期的に協議会や施設見学会を開催している。

また、「工事協定書」「公害防止協定書」を締結するとともに、「ふじみまつり」や「花いっぱいプロジェクト」も共同で実施している。

8. 今後の課題について

排ガス中の水銀濃度が自主規制値を超過し、2013(平成 25)年度 4 回、2014(平成 26)年度 2 回、稼働停止した。今のところ水銀含有廃棄物の混入防止を防ぐことしか対策はないため、分別の徹底について啓発活動を行い、抜き打ち検査も行っている。

【所 感】

■石黒賀津子

クリーンプラザふじみは、庁舎に隣接した住宅地の中にあり、大津市でいう「迷惑施設」といった考え方とはほど遠く、多くの緑に囲まれた施設であった。

DBO方式については、自治体職員に焼却業務の経験者がいなくなると、民間業者による運営や管理が適正か判断することができなくなる恐れがあり、結果、維持管理費の増加を理由に税金投入を増やし続けるなどの弊害が考えられるため党市議団は反対であり、直営にすべきという考えである。しかし大津市も 2017 年度から DBO 方式でゴミ処理施設の整備・運営事業を行う予定であり、クリーンプラザふじみの建設の経過や運営などがどうなっているのかお聞きしたかった。

事業を進めるに当たっては基本計画策定段階から「新ゴミ処理施設整備基本検討委員会」を設置し、住民アンケートなどもおこない市民とともに事業を推進されていたこと、周辺住民との関係については「地元協議会」を設置し、定期的に協議会や施設見学会を開催し、現在も「ふじみまつり」や「花いっぱいプロジェクト」を協働で実施されていることは見習うべきことである。見学施設としても充実しており、環境教育、環境保全に力を入れてこられた様子が伝わってきた。

また、民間事業者の管理監督などについてはふじみ衛生組合側に 20 年間ゴミ行政に関わってきた経験ある職員がおられるからこそできるのであって、今後も、技術管理者を複数入れたいと言われていた。その思いはわれわれも同感であり、大津市もぜひ職員の技術継承に力を入れて、市民が安心できる施設整備をしてもらいたいと感じた。

■岸本典子

調布市と三鷹市の両市の焼却施設の老朽化、不燃ゴミの共同処理をふじみ衛生組合が行ってきたことから、可燃ゴミ焼却施設を共同で新設することとなった。

両市が新ゴミ処理施設整備に関する覚え書きを締結したのは 1999(平成 11)年 8 月であり、竣工は 2013(平成 25)年 3 月である。

このように長期に渡った背景には、ハード・ソフト面においての計画策定時からの徹底した市民に寄り添う市の姿勢と情報公開であり、それに応えて行った市民参加にある。

基本計画策定時には学識経験者以外に両市から各 10 名の公募による市民代表、また、建設段階では敷地境界から 500m の市民 25 名と職員で地元協議会を設立するなど、信頼関係を築くことで、のぼり旗まで立てて大反対した地元との合意にこぎつけている。

さらに、「ゴミ処理施設」は必要ということを理解しただけではなく、最終的には、日本で一番良い施設、環境教育の充実した施設にしてほしいということになり、白煙防止装置は付けられないなど、地元住民とは「ゴミ処理施設に環境保全に関する協定書」を締結し、監視のための専門委員会を設置し大津市や他の千葉県内でも行っている利益還元施設(温水プールや風呂など)は一切作られていない。

こうした取り組みを支えたのは 1 人の職員であり、畑違いの部署から配属されたが、その後、20

年に渡りリサイクルセンター業務やごみ処理施設建設に携わっており、新設されたごみ処理施設は国内の視察に留まらず、海外からの視察や JICA を通じてこの職員は開発途上国への国際協力も行っている。

職員は異動がつきものであるが、異動させられてしまうと、技術継承に加え、残った住民はまた新たな担当と一からやり直しとなる。

私自身、環境問題で住民運動に関わる機会が多かったが、大津市では頻繁に異動があり市民や他の自治体関係者から懸念が示されることを何度も経験してきた。

この点から考えても、一人でも長年に渡り、担当する職員がいることは市民との信頼関係を築く上でも必要であると感じた。

また、事業方式として DBO 方式が選定され、民間による運営となったが、長期に渡る事業であるだけに、市民からの信頼を得ることと共に、職員の技術の向上は必須となる。

民間委託や職員定数の削減が進む中、技術継承に備えた職員の育成と共に、市民との信頼関係を構築することに徹したふじみ衛生組合の取り組みは本市も参考にすべきと考える。

■立道秀彦

三鷹市 18 万人と調布市 22 万人合計 40 万人のごみ処理施設であるふじみ衛生組合は、三鷹市・調布市どちらも可燃ゴミの処理施設が老朽化のため建て替え時期が近いことや、不燃ごみの共同処理を行っていたこともあり可燃ごみも共同で処理することが効率的であるということで、1999(平成 11)年に新ごみ処理施設整備に関する覚書を締結し、施設整備を進めることとなった。

1999(平成 11)年度から 2000(平成 12)年度にかけて「新ごみ処理施設整備基本計画案素案報告書」の作成し市民とともに検討するためのたたき台をつくり、基本計画の検討委員会を大学教授、両市民、学識者、職員 28 名で設置し、施設規模、処理方式、建設候補地、事業方式を検討された。処理場の場所については、建設候補地選定報告書を作成し説明会を行った。

周辺自治体から離れていること、ごみ運搬の利便性、安全安心な施設であることを、アピールすることから両市の真ん中である調布市役所の隣に建設すること、処理方法についても「処理方式選定委員会」を設置し調査してストーカ炉で、灰はエコセメント処理でいくことに、事業方式は「PFI/PPP 推進協議会」に調査を依頼し PFI の導入の方向で基本計画素案が 2005(平成 17)年 12 月にまとめられ、両市の市民 3000 人にアンケートを実施し回答の中に計画に対して異論がなかった。

2006(平成 18)年から 2013(平成 25)年まで「ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会」を設置し、大学教授・市民・学識者が施設に関すること、環境影響評価に関すること、コミュニティ機能に関すること検討された。焼却炉の数、煙突の高さ、白煙防止装置の有無などである。2008(平成 20)年に実施計画案ができ実施計画の策定がされ「事業者選定委員会」を設置し、事業者の選定が行われた。2009(平成 21)年から施設近辺の住民を含めた「ふじみ衛生組合地元協議会」が設置され、2010(平成 22)年に建設工事に関する工事協定書の締結、2012(平成 24)年に環境保全に関する協定書を締結された。こうしてふじみ衛生組合のごみ処理施設建設は、ひとつひとつの課題を乗り越えて 2013(平成 25)年 3 月に完成し稼働しはじめた。

今回、視察させていただいて、まず感じたのは、ごみ処理の取り組みは、迷惑施設ということで、取り組むイメージも暗いということがあったが、もちろんいろいろ困難もあったと思うが、前向きに、市民の声も聞き大切にしながら取り組んでこられているということである。計画、建設の段階から市民の目線を大事して、環境問題では、ダイオキシンをはじめとした排ガスの排出濃度のチェック、防臭対策などをおこない、施設稼働の 25 年間地元協議会を設置して監視することだけでな

く、まつりの開催や、施設のまわりの花プロジェクトに市民のみなさんも協力されて一緒におこなっていること、ごみの処理、環境問題、処理場のことなど積極的に知らせる環境学習の取り組み、情報公開に取り組んでおられる。大津市は2カ所の処理施設の建て替えが行われるが、ごみ処理場の建設をはじめ処理場のこと、環境面でのことを情報公開し地元住民をはじめ市民の理解と協働を一段と強めることが必要と感じた。

■林まり

まず、その場所に驚く。ふじみ衛生組合のごみ処理施設は、三鷹市と調布市の境界で、三鷹市役所に隣接した住宅街にある。花壇やグリーンがとても多く手入れも行き届き、匂いは全く感じられない。三鷹市と調布市合計40万人分のごみを共同処理し、大津市の人口よりも多いが、処理能力は288t/日と大津市の予定しているものよりさらに小さい。高効率発電施設も備えているが、一人ひとりに対し資源化や減らす呼びかけを行い、ごみ処理の基本は3Rであることが徹底されている印象である。プラスチックごみに関しても、全量焼却という考えは最初からなく、資源化できるものはお金がかかってもリサイクルするのが当たり前で、発電できるから燃やせば良いという意見は市民からは出なかったということである。また、同様に多額のお金をかけても、最終処分量をゼロにする選択をし、エコセメント化を実現している。

終始、市民の考えを重視し、何事も市民参加で丁寧に事業を進められている印象であった。学識経験者や職員に市民20名を加えた「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」では、委員会15回、勉強会20回、施設見学会8回、アンケート1回、シンポジウム2回を行い、施設規模や処理方式、建設候補地から事業方式までを決めている。その後「ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会」を設置し、34回の委員会に加え6回の施設見学会を実施し煙突の高さから、焼却炉の炉数、白煙防止装置の有無などが検討された。加えて、町会・自治会からだけでなく公募された市民も加えた「ふじみ衛生組合地元協議会」では、地域環境の保全や公害防止対策、交通安全対策、情報の公開、異常発生時の措置などが協議され、協定書が締結された。

三鷹市・調布市では、丁寧な協議などの結果、ごみの処理にはお金がかかることを市民が理解されている。市民とともに新ごみ処理施設を計画段階から作り上げたふじみ衛生組合から学ぶものは多い。

ごみ処理施設の建設・運営は長期にわたって多額の負担がかかる計画である。市民参加による丁寧な協議と情報の公開が、本来大津市においても必要であったと考える。大津市においては、事業方式をDBOと決定し、今年度中に事業者選定を終える計画である。今からでも、事業計画の説明などのシンポジウムが必要ではないか。もともと大津市民は水源である琵琶湖を大切にし、環境意識は高いと考える。何よりも安全で環境に配慮した焼却施設となるよう、透明性を持たせ市民に理解を得る努力をしなければならない。

■杉浦智子

「市民参加による事業の推進」という両市の取り組みの姿勢に、改めて自治体の本旨を感じた。施設整備の基本計画から市民とともに検討するためにたたき台をつくって臨んでいる。当然議論が白熱する「建設地」についても、処理方式についても情報を公開して具体的な議論ができるように努めているところは、市民の信頼を得る基礎として非常に重要だと思う。さらにアンケート調査をおこなったり、丁寧に時間をかけて取り組まれているところも、行政の姿勢としてとても大切なことである。そして施設が存在する限り「地元協議会」は存続するとして、工事のみならず環境保全

についても協定書を締結し、地元行事への参画や花壇づくりのボランティア、稼働状況を定期的に情報公開したりと、市民に理解を得るための工夫が行われている。合意形成という点でも、「地元協議会」の委員には、敷地境界から500m圏内の市民の中から25人、内圏内自治会から21名、自治会未加入者4名としているところは、地域の現状からの発想として注目すべきことだと思う。

一度建設すれば長期にわたって稼働する施設であり、市の将来像をしっかりとって市民への説明責任を果たす必要があり、そうした点でも職員が努力されていた。

調布市も三鷹市も家庭系ごみは有料化されており、ごみの減量に大きい成果が出ているとの評価がなされているが、私は明確なごみ減量目標をもち、リサイクル率も高い目標に取り組まれていることが、成果に結びついていると考える。

最終処分場が確保できない見通しの元、「最終処分量ゼロ」を目指して焼却灰の処理について、エコセメント化することとされたが、非常にお金がかかる方法で、今後国の方での低コスト化や焼却灰の利活用に調査・研究の積極性を求めていく必要性を実感した。

調 査 事 項

【公契約条例について】

1. 公契約条例制定の経緯について

①市内事業者の状況について

3899 社（2014(平成 26)年経済センサスによる市内業者）

211 社（多摩市に電子登録している事業者）

内訳（工事業者 80 社物品・委託 131 社、多くが中小業者）

②公契約条例制定までの経緯について

●2010(平成 22)年 4 月 阿部市長就任 市長公約：公契約制度の制定を掲げる

●2010(平成 22)年 10 月 多摩市公契約制度調査検討委員会設置

組織 副市長他部長 6 名 計 7 名

2010(平成 22)年 10 月～2011(平成 23)年 8 月 4 回開催

検討内容 ①先進地視察(野田市、川崎市)

②先進地を参考に公契約条例の素案を作成

③事業者アンケートの実施による意見聴取

事業者のアンケート結果

賛成 46% 反対 13% わからない 39%

●2011(平成 23)年 8 月 多摩市公契約条例制度に関する審査委員会設置

構成委員 弁護士 1 名・労働者団体 2 名・事業者代表 2 名

2011(平成 23)年 8 月～2011(平成 23)年 10 月（5 回開催）

検討内容 ①公契約制度の条例案に関すること

②公契約制度の条例の施行についての重要事項に関すること

●2011(平成 23)年 9 月 公契約条例制定に向けたパブリックコメント実施

●2011(平成 23)年 9 月 9 月議会 総務常任委員会に進捗状況報告

●2011(平成 23)年 10 月 事業者懇談会 建設協力会参加者 30 名

●2011(平成 23)年 11 月 議会総務常任委員会との公契約条例検討会を実施。

●2011(平成 23)年 12 月 12 月 21 日全会一致で可決。12 月 22 日条例施行。

●2012(平成 24)年 1 月 多摩市公契約審議会設置

構成委員 弁護士 1 名・労働者団体代表 2 名・事業者代表 2 名

任期 2 年

検討内容 ①労務報酬下限額等諮問

②公契約条例に係る重要事項

●2012(平成 24)年 1 月 31 日 2012(平成 24)年度労務報酬下限額の市長決定

審議会からの答申を踏まえ、労務報酬下限額 903 円（委託・指定管理）、2011(平成 23)年度公共工事設計労務単価の 90%以上（工事等）。

現在最低賃金は 850 円となっている。

●2012(平成 24)年 1 月 公契約条例本格実施

③公契約条例制定の目的について

多摩市が締結する請負契約に基づく業務及び指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって、労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

2. 公契約条例制定の規定内容について

①条例の対象について

- 5千万円以上の工事・製造の契約 ※5件程度
- 1千万円以上の委託契約で市長が定めるもの ※50件程度
施設・公園管理業務、施設・下水道管清掃業務、街路樹等管理業務、可燃物等の収集・運搬業務、送迎バスの運行業務、子育て支援業務、高齢者支援業務、障がい者支援業務
- 指定管理者で市長・教育長が必要と認めたもの ※5件（8か所）
- 市長が特に必要と認めたもの。（ギリギリ1千万円未満の案件への対応の意味も）

②規定の内容について

- 労働者の範囲（2条5号）
受注者（元請）、受注関係者（最終請負まで）、1人親方、派遣社員、アルバイト、パート
- 労務報酬下額（6条、7条）（＝最低賃金）
工事・製造の場合
設計労務単価×90%以上、職種ごとに熟練労働者を80%以上確保すること
それ以外の者（未熟練者等）は委託・指定管理者の労働者と同額
業務委託契約・指定管理者の場合
903円以上（制定当時） 但し60歳以上は対象外
（業務引継事業者は継続雇用に努める）（8条3項）
- 受注者の義務・・・不足賃金分についての受注者（元請）の連帯責任（8条4項）
労働者に支払った賃金が、市が定める労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分を労働者に支払わなければならない。業務委託や指定管理では、受注者が変更になった場合も継続雇用希望者には特段の事情がない限り雇用に努めなければいけない。
- 条例違反の場合
受注者や受注関係者が市の命令に従わなかったり、報告をしなかったり、虚偽の報告をしたときは、当該契約を解除し、公表をする。ただし、実施後の内部告発事項は発生していない。
また市からも受注者を抽出して立ち入り検査などはしない。
- 全労働者の賃金台帳（労働者氏名、労働時間等。但し賃金額の記載は不要）の整備・報告
発注者と受注者の関係のもと実施。
確認をするときは「たれこみ方式」・・・労働者からの通告により立ち入り調査
是正命令⇒是正報告⇒契約解除・公表・指名停止⇒市から損害賠償（違約金請求）
- 公契約審議会（9～11条）の設置
学識経験者1名、事業者（商工会議所副会頭・多摩市建設協力会代表）2名、労働者2名

- 労務報酬下限額、条例施行状況についての検証、その他重要事項

3. 公契約条例制定以降の変化・影響について

- 事業者アンケートによる検証

雇用促進や働きやすい職場環境で離職率が低下
79%が効果があったと回答（工事の質が向上など）

- 5千万円以上の落札率

2010(平成22)年 11件 落札率平均87.5%

2012(平成24)年 15件 落札率平均90.6%

（但し、制定だけが効果になっているかは不明）

- 2012(平成24)年から5千万円以上の工事契約については総合評価落札方式をとっている

総合評価落札方式・・・価格・技術力・地域貢献の総合方式

130万～1億5千万円は最低価格

1億5千万円以上は低入札価格調査制度

4. 取り組みの課題について

事業者・市民・労働者・議会など全ての理解を得ることが大きい

→なぜ、最低賃金を上回る報酬を払う事が必要なのか？

市民生活の向上につながる事を理解してもらうこと。

5. 条例改正への取り組みについて

現在は考えていない。

6. 今後の課題について

- 制定当時は最低賃金が生活保護基準より低かったが東京都内の最低賃金がアップし報酬下限額を毎年見直す必要がある。

- 零細・個人業者にとって労務台帳作成の事務負担となっている。

- 高齢者(60歳以上は対象労働者の範囲外)、障害者の取り扱い。

- 一事業所内で公契約の対象外の民間事業と公契約の事業との賃金の不整合がある。

- 当面は制度の周知と理解に重点を置いた取り組みを進めていく。

【所感】

■石黒賀津子

公共工事や公の施設管理に携わる労働者の賃金について公契約条例を制定し、労働者の労働条件を保証すべきだと党市議団は要望している。多摩市での公契約条例実施の現状や成果、課題などをお聞きした。

多摩市の公契約審議会では、労務報酬下限額や公契約条例に係る重要事項などが審議されている。審議会では労使両方からの声を聞くことができ、苦情は出ていないと評価されていた。

また、条例を作るに当たっては事業者、労働者だけでなくすべての市民に、公契約条例を作ることで「労働者は生活が安定し、事業者は適正な競争による経営の安定が得られ、市民は安全・良質

なサービスを受けることができる」ことを理解してもらうことが一番大変だったそうである。また、条例制定当時は最低賃金が生活保護費を下回る逆転現象が起こっていたが今は解消されたため、委託料もかかるなら最低賃金でもいいのではといった声に対し、「委託費は必要経費であり、いいサービスにつながることを理解してもらうため今も努力している」と言い切っておられ、公契約条例の必要性に自信を持っておられる姿を感じた。

検討課題として労務台帳を毎月提出する大変さ、労務報酬下限額の考え方など、まだまだ課題はあるとのことだが、多摩市の公契約条例は市と受注者が相互に対等平等な関係にあること、「公権力的規制」ではなく、契約にのっとった「規整」だと言われたのが印象的であった。大津市においてもよりよい地域社会を作り上げていくといった視点でぜひ公契約条例をツールとして活用していけるよう今後も働きかけていきたい。

■岸本典子

2010(平成22)年4月、現在の阿部市長の選挙公約の一つとして「公契約条例の制定を」掲げたのが発端であるが、市長は以前に、新聞協会の次長を経験しており、市民生活(労働者)の困難を把握していたとのこと。

公契約条例を最初に制定した野田市も、市長の公約であり、建設業界に従事していた経験がある。

両市共に市長の公約がきっかけであるが、職員の業務量の負担増となっているにも関わらず、市民生活の質の向上を基本に置いていること。また、携わる業務に自負していることが伺えた。

また、市民から見れば税金の無駄遣い、経営者にとっては負担が重くなると、懸念されがちだが、経営者にとっては公正な競争機会の確保が図られ、良い労働者を雇える。また、市民にとっては、良質の仕事をしてもらえる。税収も増えるという、行政も市民も業者も、そこで働く従業員もすべてにメリットとなることを理解してもらうことが重要である。

それぞれの立場で条例を高く評価している背景に、他市にはない、労働者団体や事業者代表に加え、労働法制に詳しい弁護士で構成された審議会が設置されていることが大きな特徴である。

多摩市の条例が制定されたのは2011(平成23)年12月で既に次年度の予算が概算されており、当時の委託費は700万のアップとなった。

多くの自治体が「最小の経費で最大の効果」を求め中、多摩市では「700万円のアップは市民生活を守る最小の経費であり、最大の効果とは市民が安心して暮らせること」と捉えている。

大津市では、中期財政計画に基づき、市民の負担増とサービスの削減、また、民間委託や指定管理、職員の定数削減などが進められているが、財政収入の確保、財政支出の抑制にばかりとらわれず、貧困と格差が広がる中で市民生活を守るために市がとるべき施策はどうあるべきか、行政だからできること。また、市民が求めるサービスとは何か、さらに、市長と職員が理解し合いながら施策を進めていくことの大切さなど、改めて感じる機会となった。

■立道秀彦

阿部裕行市長が選挙公約の一つとして「公契約条例の制定」を掲げ初当選したことが、始まりである。まず、内部組織として、多摩市公契約制度調査検討委員会を副市長ほか部長6名で設置し、先進地の視察、先進市の条例や賃金等を研究し条例の素案を作成、事業者アンケート実施により意見の聴取に取り組んだ。この土台を引き継いで、多摩市公契約制度に関する審査委員会が、労働法制に詳しい弁護士1名、労働団体代表2名、事業者代表2名の5名で設置され条例案に関すること、条例の施行についての重要事項に関すること、その他市長が必要と認める事項についての検討

が、2011(平成23)年10月まで5回公開で開催された。審査委員会での検討を経て基本的な考え方を提示してパブリックコメントを実施。意見提出16人、52項目があり前向きで、積極的意見が多数であった。

2011(平成23)年9月議会で、総務常任委員会に進捗状況を報告、10月に事業者懇談会を、開催。多摩市建設協力会から30人が参加し、初めは反対の意見が多くあったが、公契約とは、なんぞや、ダンピングを防止し、労働者にとっては安定した生活を保障し、いい労働者を集められることなどを討論し理解を得る。12月議会に公契約条例案を上程し全会一致で可決された。

公契約条例制定後、2012(平成24)年1月から多摩市公契約審議会を2011(平成23)年の審査委員会のメンバーで設置し、労務報酬下限額等諮問や公契約条例に係る重要事項の検討を、年5回会議を開いておこなっている。現在、公契約条例の対象は、工事請負契約で予定価格5千万円以上、業務委託契約予定価格1千万円以上で一定の業種・種目のもの、公の施設の指定管理、そのほかに市長が特に必要と認めるものと定めている。市の方で労務報酬を職種ごとに定め、熟練労働者とそれ以外の労働者にも分けている。受注者はもちろん下請業者に雇用されている労働者、派遣労働者、いわゆる1人親方まで適用となっている。

契約違反については、労働者自身がチェック出来るようになっており雇用主、元請け、市に申し出ることができ、違反した業者への規定も定められているが、これまで一件も違反はないとのこと。市ではこの間毎年、業者へのアンケートを事業者の意識、認識がどのように推移してきたか効果、成果の検証を目的におこなって今後の取り組みに活かしている。

多摩市の視察からは、公契約条例に取り組むきっかけは市長の選挙公約であったが、公約だから条例を作るという構えでなく、公契約条例を作ることにより労働者の生活も安定し事業者を守り育成することにつながることで、価格が安ければ経済効果があるという考え方でなくダンピングを防止して市民にとっても安心、安全な施設、サービスを提供できることになる、そのことをしつかりおさえて、取り組まれていることが、よくわかった。「みんなが幸せになるように努力しているのだから」という言葉が印象的であった。

共産党大津市会議員団は、これまで公契約条例制定を求めてきた。今後、大津市での制定を実現することに取り組む必要を一段と感じた。

■林まり

2010(平成22)年の市長選で現市長が公約の一つとして掲げたのが、公契約条例の制定であった。市発注の工事・委託等に携わる労働者の賃金、労働条件の低下を防止することで、労働者の生活の安定と、事業者の適正な競争による経営の安定を図り、市民は安全かつ良質なサービスを受けることが出来る。合わせて「公共サービス基本条例」を制定することによって公共サービスの質を向上させることを目指していくことで、官製ワーキングプアのない、豊かな地域づくりを実現させることができるとしたからである。

事業者アンケートの実施による意見徴収も職員自ら行い、賃金や給与の実態についても調べた。その後労働者団体の代表も加えた審査委員会を設置し、会議は公開で行った。事業者懇談会などを経て、2011(平成23)年12月議会において全会一致で可決された。

対象は、予定価格5千万円以上の工事請負契約、予定価格1千万円以上で一定の業種・種目のもの、公の施設の指定管理、その他に市長が特に必要と認めるものとした。元々高賃金なものは含まず、ダンピングされやすいものを認めたということであった。元請の受注者はもちろん、下請けに雇用されている労働者、派遣労働者、一人親方も含まれる。労務報酬下限額は、生活保護水準を下

回らない額とし、熟練労働者については別途定めた。なお、工事に関しては、熟練労働者の割合を80%以上と定めている。

もし条例に違反した場合は、必要な措置を講ずることになっているが、これまで1件もないとのことである。なお、事業者の負担となっている労務台帳の改善や、労働者への周知などを課題としている。

最小の経費で最大の効果とは何なのか。市民の安全を守るために、委託経費が上がるのは必要経費だと力を込めて語られたのが強く心に残った。大津市においても、労働者の生活の安定と市民の安全のために、公契約条例は必要不可欠である。

■杉浦智子

「公契約条例」の制定によって、市が発注する工事・委託等に携わる労働者の賃金や労働条件を適正な水準にすることが、引いては労働者の生活、事業者の経営の安定や市民にとっても良質なサービスの提供につながるという、その目的が重要だと思った。公共サービスの質の向上は、行政にとっても市民の信頼を得られ、三者が潤うこととなる。それはまちづくりにも通じることで、疲弊する地域経済を立て直すことに効果が期待される。

条例（制度）策定の経緯では、事業者の意見や賃金・給与の実態についてアンケートを実施したり、制度の審査委員会では会議を公開にして、委員構成を労使双方として、労働法制の詳しい弁護士も入れるなどの工夫されている。とりわけ「自治基本条例」をすでに策定され、考え方の基本が明確になっていることも大切なことである。

条例策定後は、年5回の契約審議会が開催されており、これも全面的に公開している。そして市の仕事への評価も聞くことができる機会にしている。

労務報酬下限額は、所管職員のアンケートでの意見について、事業者と話し合いをされており、事業者とも理解と信頼の関係を築く努力がなされている。「安かろう、悪かろう」では市民の理解は得られない。適正な労賃でよりよいサービスの提供が、最小の経費で最大の効果となることが強調されていた。これらは市民・事業者だけでなく市役所内では職員の理解が欠かせない。特に財政担当の理解がなければ進まない。

労務台帳でチェックされているが、元請け、下請けも全てに提出を求めており、毎月チェックの負担軽減をいかにしていくのか、大きい課題とされている。公権力の行使ではなくあくまでも契約原理に基づくものとして、事業者との関係を、対等平等を前提としていることは重要なことである。そうした基本のもとに未だ成長段階にある条例として、市・事業者・労働者が相互に改善に取り組み、育てようとしていく姿勢はぜひ参考にすべきである。行政がよりよいまちづくりを進めるためにも、地元の事業者を育てる、共に育つ必要があると思う。